

2020年1月吉日

投資信託特定口座開設のお客様へ

津山信用金庫

特定口座年間取引報告書作成の省略のお知らせ

平素は私ども津山信用金庫を格別にお引き立て賜り誠にありがとうございます。

該当年において、「配当（分配金、利金）受入なし」および「譲渡取引（解約、償還など）なし」の2つの条件に該当するお客様について、「特定口座年間取引報告書」の作成を2020年2月3日作成分より省略いたします。（特定口座を廃止したお客様で、年初から廃止日までの間「配当受入なし」および「譲渡取引なし」の場合も、作成省略となります。）

○「特定口座年間取引報告書」について

「特定口座」でお取引をされた国内公募株式投資信託、公共債等の年間譲渡損益等を集計した報告書です。

特定口座年間取引報告書は、特定口座を開設されているお客様のうち、作成対象期間内に特定口座でのお取引（譲渡または配当等の受け入れ）のあったお客様へお送りしております。

なお、年の途中で特定口座を廃止された場合には、税法の定めに従い、年初から廃止の時までの累計の譲渡損益を記載した報告書となります。

「源泉徴収あり」の特定口座において生じた譲渡益、国内公募株式投資信託の配当所得、公共債等の利子所得等につきましては、原則、確定申告の必要はありませんが、確定申告をされる場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を記載する必要があります。

また、外国所得税控除の適用を受けた投資信託の確定申告をおこなう際は、上場株式配当等控除額を記載した書類を確定申告書に添付する必要があり、「特定口座年間取引報告書」は添付資料として使用することができますので、大切に保管してください。

本件に関するご質問やご不明な点がございましたら、お取引店または以下の連絡先までお問い合わせください。今後とも、津山信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

ご照会・ご連絡先

津山信用金庫 地域創生部

0868-22-4136